

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

第二次納税義務に係る判決・裁決 —債務の免除—



草間典子〔足立〕

はじめに

国税徴収法39条は、滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の1年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った債務の免除に基因すると認められるときは、これにより義務を免れた者は、当該債務の免除により受けた利益が現に存する限度において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う旨規定しています。

今回は、この「債務の免除」に関する判決・裁決のうち、第二次納税義務の告知処分が全て取り消された事例をご紹介します。

I. 企業再生の過程で取締役らから受けた債務免除

令2. 11. 6東京地裁
(棄却、控訴) Z 999-7221
令3. 12. 9東京高裁
(原判決取消し、確定) Z 999-7223

<事案の概要>

C社の代表取締役であったA及び取締役であったBは、C社の銀行及びH公庫の借入金債務の連帯保証人であったことから、これらの債務を代位弁済しました。その後、Aらは、C社に対し、上記代位弁済によりAらがC社に対し取得した求償債権とAらのC社に対する借入金債務とを対当額で相殺した後の残額を、それぞれ債務免除しました。

本件は、Aらに所得税及び相続税の滞納国税があったことから、関東信越国税局長が、C社に対し、上記の求償債権につき債務の免除を受けたとして、国税徴収法39条に基づき、Aらの国税につき、第二次納税義務に係る納付告知書による告知処分を行った事案です。

経営状況が悪化していたC社は、企業再生を図るため、中小企業再生支援協議会に対し、中小企業庁が定めた「中小企業再生支援協議会事業実施基本要

領」に係る支援について相談し、協議会の指導に基づき、Aらが所有する不動産等売却して各金融機関に借入金を弁済することにしました。そして、第1段階として、上記代位弁済を行うために売却する不動産のAら及びC社を債務者とする担保権の抹消及び関東信越国税局長から滞納処分による差押えの解除を受けて同不動産を売却し、その売却代金を担保権者に対する債務及び未納消費税の支払に充当、第2段階として、協議会の関与の下で、C社の借入金、未払利息等に係る債務について、金融機関に債務の免除を求めるなどの事業再生計画書を作成し、再生計画は成立しています。

東京地裁は、C社にとって企業再生による経営状況の改善が必要なことであったとしても、かかる企業再生は実質的にはAらの財産を無償で拠出してされた側面を有するといわざるを得ないとして、本件各債務免除は、国税徴収法39条の「債務の免除」に当たるとしています。その上で、各債務免除及び各告知処分の当時において、C社が支払能力を欠き、本件各求償債権の全部又はその一部が回収不能であったことを認めるに足りる証拠もないとして各告知処分は適法であると判断しました。

<東京高裁の判断>

裁判所は、本件各債務免除は国税徴収法39条の「債務免除」に当たるが、本件各債務免除の時における各求償債権の価額が0円を超えるとは認められず、本件各債務免除により控訴人の受けた利益は現に存しないと判断する。

私的整理の実務においては、債務者企業が債権放棄等の金融支援の要請を含む再生計画案を金融債権者に提案する場合、経営困難な状況に陥ったことに責任のある経営者による求償債権等の放棄等がなされなければ、当該再生計画案につき金融債権者から同意を得ることはできず、再生計画は成立しないこと、この場合、金融債権者において個別に権利行使がなされることとなり、債務者企業は、早晚支払不能に陥るため、法的整理に移行せざるを得な

くなると見込まれる。そうであれば、控訴人についても、本件各債務免除がされなければ、再生計画書に係る再生計画は成立せず、早晚法的整理に移行せざるを得なかったといえるから、本件各債務免除の時の各求償債権の価額については、控訴人が破産した場合に予想される回収額（清算価値）によって評価することが相当である。

清算価値算定表の裁判所評価額欄記載のとおり、流動資産合計は558万1000円、固定資産61万2000円を含めた資産合計（配当原資）は619万3000円となり、預金相殺、租税債権、労働債権及び清算費用の金額を考慮すると、本件各求償債権を含む一般債務に対する配当の原資は存在しないこととなるため、控訴人が破産した場合に予想される本件各求償債権の回収額（清算価値）が、0円を超えるとは認められない。

以上によれば、本件各債務免除の時における本件各求償債権の価額が0円を超えるとは認められず、本件各債務免除により控訴人の受けた利益は現に存しないというほかないから、その余の点について判断するまでもなく、本件各債務免除は国税徴収法39条の要件を満たすものではなく、本件各告知処分は違法であって、取消しを免れない。

II. 賃借人からの敷金返還請求権の放棄

平25. 3. 27公表裁決
(全部取消し) J90-6-16

<事案の概要>

本件は、不動産の賃借人である審査請求人が、国税を滞納している賃借人（以下「滞納法人」という）との間の不動産賃貸借契約を合意により解約した際、その合意に基づき賃借人から敷金返還請求権の放棄を受けたことは、国税徴収法39条の債務の免除に該当するとして、原処分が請求人に対し、第二次納税義務の納付告知処分を行った事案です。

請求人は、平成15年9月30日付で、

滞納法人との間で、不動産の賃貸借契約を締結し、滞納法人から敷金を受領するとともに、建設協力金の貸与を受けました。

しかし、平成19年12月以降徐々に賃料の支払が遅延し、平成21年6月1日に賃貸借契約の中途解約合意書を取り交わし、滞納法人が協力金の残額の返還請求権及び敷金の残額の返還請求権を放棄し、建物等の明渡しをしていました。

<国税不服審判所の判断>

第二次納税義務の制度の趣旨に鑑みれば、国税徴収法39条にいう債務の免除とは、広く第三者に利益を与えるものをいい、第三者に利益を与える行為である限り、その態様に制限はないと解するのが相当である。

本件合意書における滞納法人が敷金返還請求権及び協力金返還請求権を放棄する旨定めた約定は、有効と認められる。

そして、本件において、請求人は、合意書に基づく敷金及び協力金の残額に関する合意により、損害賠償の額が敷金及び協力金の残額に相当する額に制限された上、その損害賠償請求権と本件敷金返還請求権及び協力金返還請求権とが相殺されて消滅するから、滞納法人の本件敷金返還請求権の放棄により請求人が利益を受けたということとはできない。

したがって、本件合意書の約定に基づく敷金返還請求権の放棄は、国税徴収法39条に規定する「債務の免除」には該当しない。

おわりに

TAINSで検索される場合は、〔細かい条件を指定して検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「第二次納税義務」「債務免除」と入力ください。令和3年12月9日東京高裁には、清算価値算定表が収録されています。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03 (5496) 1195

会計事務所の
システムなら

MJS

ミロク情報サービス

特長1 会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。

特長2 各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。

特長3 全国対応!安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索

